

介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

はとがみね運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人光輝会が開設する介護老人保健施設はとがみね（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

2. 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 介護老人保健施設はとがみね
- （2）所在地 山口県熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）従業者

- ① 管理者 施設長 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 医師 1名以上
医師は、入所者の病状、身体の状態等その置かれている環境の的

確な把握に努め、日常的な医学的な管理を行う。

③ 薬剤師 1名以上

薬剤師は、医師の指示に基づき、入所者に対して、投薬、注射等の薬剤を処方するとともに、必要に応じ服薬に関する注意、効果、副作用等に関する状況を把握し、薬学的管理指導を行う。

④ 看護職員 4名以上

看護職員は、医師の指示を受け、自立支援の観点から入所者の病状、心身の状況等の把握に努め、身体の清潔保持等必要な看護を行う。

⑤ 介護職員 10名以上

介護職員は、看護及び医学的管理下における入所者の日常生活上の世話等を行うことを基本とし、入所者の状態等により身体の清潔保持及び排泄に係る介護等を行うとともに、必要に応じて看護職員の補助業務を行う。

⑥ 理学療法士及び作業療法士 1名以上

理学療法士及び作業療法士は、医師の指示を受け、入所者の心身の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要な理学療法及び作業療法等のリハビリテーションを行う。

⑦ 管理栄養士 1名

管理栄養士は、入所者の食事の適切な衛生管理を行い、入所者の病状又は身体状況による適切な栄養量及び内容の食事提供が行えるよう、その管理を行う。

⑧ 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、適切な方法により入所者の能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明確にし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえでの状況を把握し、他の職員と協議のうえ、施設サービス計画の原案を作成する。

⑨ 支援相談員 1名

支援相談員は、入所者及び家族との相談及びレクリエーション等の計画、指導、市町村との連携及びボランティア等の指導を行う。

⑩ 事務職員 1名

事務職員は、介護報酬に関する事務など必要な事務を行う。

⑪ その他職員 1名

その他職員はリハビリに関する助手及び支援相談員等の助手業務を行う。

(利用定員)

第6条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保険施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理をする。

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表（負担割合証に記載された1割又は2割・3割）により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費（滞在費）、食費、利用者が選定する特別な室料、私物の洗濯代、送迎費、その他の費用等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

柳井市・田布施町・平生町・上関町

(施設利用にあたっての留意事項)

第10条 看護職員等は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- (1) 看護職員等は、事前に入所者に対して次の点に留意するよう指示を行う
 - ① 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
 - ② 療養生活の規則は介護老人保健施設はとがみねの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
 - ③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

(非常災害対策)

第11条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(職員の勤務体制)

第12条 施設は、職種ごとに毎月勤務表を作成することにより、利用者に対し適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供する。

(事故発生時等の対応)

第13条 施設は、利用者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

(2) 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(3) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼する。

(記録の整備)

第14条 施設は、従業者、施設及び設備構造ならびに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(2) 施設は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(苦情処理)

第15条 施設は、利用者やその家族からの苦情の申し出があった場合は、迅速、適正に対処するため苦情を受け付けるための窓口を設置する。

(サービスの取扱方針)

第16条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。なお身体拘束その他利用者の行動を制限した場合はその理由を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第17条 施設は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3ヶ月以内

②継続研修 年2回

(2) 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

(4) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は施設管理者が定めるものとする。

付則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。